

平成 20 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議
議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成 20 年 11 月 26 日(水) 18:30～

開催場所：名張産業振興センター(アスパ) (4F 会議室 D)

(議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 議長及び座長の選任
3. 年間活動計画の決定
4. その他
5. 閉会の挨拶

(議事内容)

1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席委員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 橋本副所長からレンジャー会議開催に際しての挨拶が行われた。

2. 議長及び座長の選任

事務局の議事進行のもと、運営要領(案)第 41 条に基づくレンジャー会議議長及び座長の選任についての審議が行われ、出席委員の互選により議長に木津川上流河川事務所 松村管理課長、座長に西レンジャーが選任された。

3. 年間活動計画の決定

西座長の議事進行のもと、はじめに廣岡レンジャーより「資料-1-1」に基づく年間活動計画の発表ならびに審議が行われた。

続いて、西座長の提案により、議事進行を廣岡レンジャーより行うことが承認され、廣岡レンジャーの議事進行のもと、西レンジャーより「資料-1-2」に基づく年間活動計画の発表ならびに審議が行われた。

本議題に関する委員の主な意見は以下のとおりとし、両レンジャーの年間活動計画は原案のとおり承認された。

(1)廣岡レンジャーの年間活動計画について

『特定外来生物(ヌートリア等)調査』(平成 20 年 12 月開催予定)について、開催時期が迫っているが、事前調査は実施しているのか。これまで現場で調査した経験があるが、目撃できていないこともあり、準備期間をもう少し設けた方が良いのではないかと。

事前調査は既実施しており、生息箇所もある程度特定できている。

『食を通して環境を考える。』（平成21年1月開催予定）について、「川漁師の衰退」と記述しているが、川漁師とは川の魚を獲って生計を立てている人という認識でよいか。また、木津川流域に川漁師はいるのか。

木津川流域には、昭和30年から40年頃まで実際にコイ等の川魚を獲って生計を立てる川漁師がいたが、現在はその方々が年配になり後継者もおらず衰退している。

『川を通じた体験活動の報告会』（平成21年3月開催予定）について、事例発表の候補者は想定されているのか。

子供の体験活動等、管内で活動している団体は複数あり、依頼すれば参加していただくと考えている。

活動を通して参加者の方々にこれからの川づくり等について考えていただくことを計画されているが、具体的な実施手法等は決定しているのか。

検討段階ではあるが、アンケートや意見交換の実施を考えている。

これまで木津川上流河川事務所等において意見交換会等が開催されてはいるが、参加者は年配の方が多いと見受けられる。そこで、今後のジュニアリーダーとして小中学生等の若い世代の方々の意見や考え方についても広く聞いていきたい。

また、いただいた意見を踏まえ、行政の方々と共に今後のどのようにしていくべきか等について考えていきたい。

活動結果のとりまとめや公表について、どのように考えているのか。

個々の活動について実施概要や参加者意見を整理し報告していく予定としているが、公表の方法等具体的な実施手法は今後検討していきたい。

(2)西レンジャーの年間活動計画について

開催日を土曜日としているが、保護者の方々は日曜日の方が都合が良いのではないかと。

開催日程については、今後事務局等と相談し詳細を決定していきたい。

廣岡レンジャーも含めて募集範囲を伊賀市ならびに名張市に限定せず、できるだけ両市に広げていただきたい。

同様に考えており、広く広報を行うことで人の繋がりも広がっていくと考えている。

また、学校等へのチラシ配布も検討していきたい。

なお、広報ならびに防災センターや浄化センター等の施設見学についてご出席していただいている行政の方々のご協力をお願いしたい。

(3)その他事務局からの補足事項

今回の審議は、木津川上流管内で初めてとなる河川レンジャーによる活動を決定するものであり、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容について委員の皆様の十分なお審議をいただきたく、両レンジャーにはできるだけ多くの活動について計画していただいた。そのため、活動実施が来年3月までの短期間で高頻度の計画となっているが、今後、事務局と調整を図りながら、募集ならびに準備期間等を考慮した具体的な実施計画につ

いて実施可否を含めて検討していきたい。

4. その他

事務局の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より今回の議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

初年度にもかかわらず両レンジャーの年間活動計画内容は非常に多岐に渡る内容となっている。今後とも河川レンジャーの活動に大きな期待をしている。

環境や歴史等を含め、市民の方々に河川レンジャーの活動を広げていただきたい。

7. 閉会

木津川上流河川事務所 橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「平成 20 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」を閉会した。

平成 20 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議

次 第

日時：平成 20 年 11 月 26 日(水) 18:30～

場所：名張産業振興センター（アスピア） 4F 会議室 D

1. 開会の挨拶
2. 議長及び座長の選任
3. 年間活動計画の決定
4. その他
5. 閉会の挨拶

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動の実施予定日時をご記入下さい。
 活動名(仮称可)をご記入下さい。
 活動の目的を具体的にご記入下さい。
 主な活動内容をご記入下さい。
 活動予定場所をご記入下さい。
 参加予定者をご記入下さい。
 予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。
 活動に必要な支援があればご記入下さい。
 参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

事務局 (受領)	河川レンジャー (提出)
(/ /)	(/ /)

河川レンジャー氏名	廣岡伸幸
-----------	------

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	参考費用 (万円)
平成 20 年 12 月 21 日 (日) 15:00 ~ 18:00 (3 時間)	特定外来生物(ヌートリア等) の調査	(活動目的) 平成 18 年新聞等で報道されて依頼、木津川上流域(宇陀川、木津川等)において ヌートリアの目撃が多発していることについて、実態を把握し今後の影響につい て考える。 (主な活動内容) 活動時期は朝夕が主であるため日の出、日の入り時間で探索調査する。	スイスイ館 木津川 (長田橋、木興橋等) 柘植川 (金橋付近)	(参加予定者) (募集方法) インターネット	マイクロバス 双眼鏡、ビデオカメラ	無
平成 21 年 1 月 25 日(日) 9:30 ~ 13:30 (4 時間)	食を通して環境を考える。 (木津川の魚を食べる)	(活動目的) かつては、貴重なタンパク源として川魚を食べる家も多かったが、食生活の変化 や多様化が進み、また、河川環境の悪化、魚類の減少から川漁師の衰退等川魚を 食べる機会がなくなった今、川の恵、恩恵を見直し河川環境を考える。 (主な活動内容) むかしの木津川の漁法と川漁師の歴史(漁具等の展示) 川魚を食べる。	スイスイ館	(参加予定者) ・伊賀地区の小学生及び 保護者 ・ (募集方法) ・インターネット ・チラシ	食材 講師; (料理人)	15 万

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	参考費用 (万円)
平成 21 年 2 月 14 日(土) 9:00 ~ 12:00 (3 時間)	木津川の歴史を知る	(活動目的) 木津川の歴史から川づくりを考える。	スイスイ館、現地	(参加予定者)	講師 資料作成等 マイクロバス	3万 資料作成印刷費
		(主な活動内容) 長田遊航の樋、鍵屋の辻水没地水位標の見学 木津川河川事務所の成り立ちと災害の歴史		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
平成 21 年 3 月 14 日(土) 9:30 ~ 12:00 (2.5 時間)	川を通じた体験活動の報告会	(活動目的) 川を通じた体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ、楽しさ、危険を教師及び行政の人々に認識してもらう。	スイスイ館	(参加予定者) 木津川流域の小学生及び保護者、教師、学校関係者	発表用器材	未定
		(主な活動内容) 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告をお願いする。		(募集方法) インターネット チラシ		
平成 21 年 3 月 日() : ~ : (時間)	木津川意識調査アンケート	(活動目的) 現在ほとんどの子ども達は、木津川(川)と日常的な関係をもっておらず、川で遊んだ経験をもつ子供も少ない。また、経験がある小学生も水泳や水遊びとなると限られた人数である。子供たちは、川であそびたい気持ちはあるが、親や教師はけがや事故が心配であり現状ではあまり川で遊ばせたくないようである。そんな意識調査を実施し、今後の河川整備及び活動に活かすため、人々の木津川への意識及び関心について現状を把握する。		(参加予定者)	アンケート内容の検討 作成、配付、集計	20万 資料作成印刷費
		(主な活動内容) 市内小学生及び保護者に川遊び等川についての意識調査のアンケートを実施する。		(募集方法) 伊賀、名張管内 小学生保護者、教師、		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動の実施予定日時をご記入下さい。
 活動名(仮称可)をご記入下さい。
 活動の目的を具体的にご記入下さい。

主な活動内容をご記入下さい。
 活動予定場所をご記入下さい。
 参加予定者をご記入下さい。

予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。
 活動に必要な支援があればご記入下さい。
 参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

事務局 (受領)	河川レンジャー (提出)
(/ /)	(/ /)

河川レンジャー氏名	西 祐治
-----------	------

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	参考費用 (万円)
平成 20 年 12 月 27 日(土) 9:30 ~ 13:30 (4 時間)	木津川 観察会 ~木津川に野鳥を探そう~ 遊水地周辺での開催	(活動目的) 川への関心を深め、これからの川を考える中で、現在の木津川を知る事から始める目的で木津川観察会を開催する。	遊水スイスイ館 遊水地周辺	(参加予定者) ・伊賀地区の小学生及び保護者 ・一般参加者	野鳥の会他への協力要請	謝礼程度
		(主な活動内容) 12月度の活動として、冬の木津川に生息する野鳥などを観察する。同時に、周辺のゴミ拾いも行いながら観察を行い、環境美化への意識付けも行う。		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
平成 21 年 1 月 17 日(土) 9:30 ~ 13:30 (4 時間)	木津川 観察会 ~木津川に野鳥を探そう~ 名張地区での開催	(活動目的) 川への関心を深め、これからの川を考える中で、現在の木津川を知る事から始める目的で木津川観察会を開催する。	名張市木津川河川 (予定) 案；蔵持周辺	(参加予定者) ・伊賀地区の小学生及び保護者 ・一般参加者	野鳥の会他への協力要請	謝礼程度
		(主な活動内容) 1月度の活動として、冬の木津川(名張地区)に生息する野鳥などを観察する。同時に、名張川防災ステーション、中央浄化センターの施設見学も行い、市民への関心も高める。		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	参考費用 (万円)
平成 21 年 2 月 21 日(土) 9:30 ~ 13:30 (4 時間)	木津川 観察会 ~冬の木津川を体験しよう~ 名張地区での開催	(活動目的) 川への関心を深め、これからの川を考える中で、現在の木津川を知る事から始める目的で木津川観察と体験会を開催する。	岩倉峡周辺	(参加予定者) ・伊賀地区の小学生及び保護者 ・一般参加者	水生生物他の説明指導者の要請 活動後に暖を取れるような準備	謝礼程度 昼食準備
		(主な活動内容) 2 月度の活動として、冬の木津川(名張地区)の魚たちの様子を探索し自ら木津川に入ってみて、冬の水の冷たさ、水量や水質を観察しながら冬の木津川を体験する。 同時に、周辺のゴミ拾いも行いながら観察を行い、環境美化への意識付けも行う。		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
平成 21 年 3 月 14 日(土) 9:30 ~ 12:00 (2.5 時間)	川を通じた体験活動の報告会	(活動目的) 川を通じた体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ危険を教師及び行政の人々に認識してもらう。	スイスイ館	(参加予定者) 木津川流域の小学生及び保護者、 教師、学校関係者		
		(主な活動内容) 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告をお願いする。		(募集方法) インターネット チラシ		
平成 21 年 3 月 21 日(土) 9:30 ~ 13:30 (4 時間)	木津川 観察会 ~木津川に早春を探そう~ 伊賀地区での開催	(活動目的) 川への関心を深め、これからの川を考える中で、現在の木津川を知る事から始める目的で木津川観察会を開催する。	遊水スイスイ館 遊水地周辺	(参加予定者) ・伊賀地区の小学生及び保護者 ・一般参加者	野草・薬草などの説明指導者の要請	謝礼程度
		(主な活動内容) 3 月度の活動として、冬の木津川の水辺の草花など、春に向かう中での観察会を行う。 同時に、周辺のゴミ拾いも行いながら観察を行い、環境美化への意識付けも行う。		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

運 営 要 領 (案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

本文

木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)
- 第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第38条)
- 第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第39条-第46条)
- 第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第47条-第54条)
- 第6章 雑則(第55条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。

(河川レンジャーを運営する組織)

第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

- (1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)
- (2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)
- (3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)

2 前項各号に掲げる組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。

4 事務所長は、各項の規定に基づき各会議を設置するに当たっては必要に応じ、細則を別途定めるものとする。

(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)

第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。

- (1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用
- (2)懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用

第2章 木津川上流管内河川レンジャー

(河川レンジャーの構成)

第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。

(河川レンジャーの役割)

第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川

本 文
<p>利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第 7 条 河川レンジャーの活動範囲は木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある遊水スUISイ館内に置く。</p>
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第 8 条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p>
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第 9 条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者であること。</p> <p>(2)地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4)講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5)公共施設的不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7)この運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1)解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2)コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3)緊急時対応に関する知識</p> <p>(4)危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5)環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6)地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7)郷土史への精通</p> <p>(8)川や水に関する豊富な知識や実務経験</p> <p>(9)川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10)自然観察指導員の資格</p> <p>(11)救急・救命法受講の経験</p>
<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第 10 条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画(案)で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1)防災・減災、救援・救難の推進を図る活動</p> <p style="padding-left: 2em;">自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</p> <p>(2)河川の環境保全を図る活動</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 河川環境のモニタリング</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3)河川の適正な利用の推進を図る活動</p>

本文

イ 河川利用者への安全指導

ロ 不法投棄の状況把握

ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習

(4) 節水意識の普及・啓発活動

(5) 日常的な河川管理活動

河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進

(6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動

(7) 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動

(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動

(9) 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動

(10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することが出来る。

3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。

(河川レンジャー候補者の決定および登録)

第11条 河川レンジャーの候補者の決定は、第31条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第34条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第37条に規定するプレゼンテーションを実施した者を対象として、推薦委員会が行うものとする。

2 推薦委員会は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10条に規定する河川レンジャーの活動内容及び懇談会が提言する河川レンジャー事業計画を考慮して、第9条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づいて、河川レンジャー候補者を決定する。

3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジャー会議に推薦するものとする。

4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。

5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に推薦するものとする。

(河川レンジャーの任命)

第12条 レンジャー会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所に報告するものとする。

2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。

(河川レンジャーの解任及び辞任)

第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。

(1) 活動の意志がないと認められるとき

(2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき

本文

(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為

(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき

(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき

2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、河川レンジャーを解任するものとする。

3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。

4 事務所長は、第2項解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、懇談会および推薦委員会に報告するものとする。

5 レンジャー会議は第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。

(河川レンジャーの任期)

第14条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第12条第1項の報告を行うものとする。

3 再任は2回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の3月31日までとする。

(年間活動計画の作成・提出・決定)

第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末までに事務所長に提出するものとする。

2 事務所長は、前項の年間活動計画を確認し、レンジャー会議に提出するものとする。

3 レンジャー会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。

4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、事前にレンジャー会議事務局の承諾を得て、年間活動計画(変更)を事務所長に提出し、事後にレンジャー会議の承認を得るものとする。

(活動報告)

第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過および結果等を懇談会およびレンジャー会議に報告しなければならない。

2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条第1項に規定する運營業務受託者に提出するものとする。

(河川レンジャーの身分)

第17条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運營業務受託者からの委嘱者とする。

(河川レンジャーの報酬等)

第18条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。

2 河川レンジャーの報酬月額、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。

3 交通費等は、細則の規定によるものとする。

4 河川レンジャーとしての活動が月間中がない場合は、報酬を支給しない。

本 文	
5	河川レンジャーは、第9条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第13条第1項第2号、第4号及び第5号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。
(経費及び報酬等の支払い)	
第19条	第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。
2	河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運營業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運營業務受託者に請求するものとする。
(保険の加入)	
第20条	河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レンジャー保険等)に加入しなければならない。
2	前項の傷害保険(レンジャー保険等)への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。
(事故の責任)	
第21条	河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする。
(河川レンジャーへの支援)	
第22条	事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するものとする。
第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会	
(懇談会の役割)	
第23条	懇談会は、レンジャー会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。
(懇談会の構成)	
第24条	懇談会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。
(1)	学識経験者及び見識者 若干名
(2)	レンジャー会議座長 1名
(3)	三重県 伊賀建設事務所 1名
(4)	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
(5)	伊賀市 1名
(6)	名張市 1名
(7)	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
2	懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。

本文

(懇談会の組織)

第 25 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 1 項各号に規定する会員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運營業務受託者が行うものとする。

- 2 会員の任期は、1 年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 会員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 5 懇談会に会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総務する。
- 8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 9 前条第 1 項第 1 号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。
- 10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。

(懇談会の運営)

第 26 条 懇談会は、年 2 回以上必要に応じて開催するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。

(懇談会の情報公開)

第 27 条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。

- 2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等で開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。

(懇談会の開催)

第 28 条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。

- 2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。
- 3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各会員あてに送付しなければならない。

(懇談会の事務局)

第 29 条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運營業務受託者とする。

(講座の設置)

第 30 条 懇談会に講座を置く。

(講座の構成)

第 31 条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。

- 2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。
- 3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。
- 4 講座の運営のために講座事務局を置く。

(講座の役割)

第 32 条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものと

本 文
<p>する。</p> <p>(1)木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2)河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3)河川レンジャーとしての適正確認</p> <p>(4)河川レンジャー希望者の登録</p>
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 33 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、以下の条件に該当する者とする。</p> <p>(1)講座開催の公募により受講を受け付けた者</p> <p>(2)地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者</p> <p>2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>
<p>(河川レンジャー希望者の登録)</p> <p>第 34 条 講座事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。</p> <p>2 講座事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。</p> <p>3 講座事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度の 3 月 31 日までとする。</p> <p>5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講することとする。</p> <p>6 講座事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p> <p>7 講座事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レンジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>
<p>(講座の運営)</p> <p>第 35 条 講座は、原則として、年 1 回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減することとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容および実習内容に応じて、懇談会で選任する。</p>
<p>(講座の開催)</p> <p>第 36 条 講座は、講座事務局が開催する。</p> <p>2 講座事務局は、講座の開催にあたり、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第 37 条 第 34 条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を実施しなければならない。</p> <p>2 講座事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。</p> <p>3 講座事務局は、プレゼンテーションの開催にあたり、開催日時、開催場所及び実施概要を河川レンジャー希望者に通知しなければならない。</p>
<p>(講座の事務局)</p> <p>第 38 条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。</p>
<p>第 4 章 木津川上流管内河川レンジャー会議</p> <p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第 39 条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営</p>

本文

する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。

- (1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画(案)のとりまとめ
- (2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援
- (3)懇談会への報告・提案内容
- (4)河川レンジャーの審議(任命・再任・解任)及び辞任の了承
- (5)その他必要と認められる事項

(レンジャー会議の構成)

第40条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1)河川レンジャー 全員
 - (2)三重県 伊賀建設事務所 1名
 - (3)独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所 1名
 - (4)伊賀市 1名
 - (5)名張市 1名
 - (6)国土交通省近畿地方整備局
木津川上流河川事務所 管理課長
伊賀上野出張所長
名張川出張所長
 - (7)その他必要に応じて 若干名
- 2 レンジャー会議の運営のためにレンジャー会議事務局を置く。

(レンジャー会議の組織)

第41条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。

- 2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。
- 9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(レンジャー会議の運営)

第42条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。

- 2 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。
- 3 座長並びに議長は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)及び第51条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正

本 文
<p>当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</p>
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 43 条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13 条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開とする。</p> <p>2 レンジャー会議の議事要旨および配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 レンジャー会議及びレンジャー会議事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>
<p>(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 44 条 レンジャー会議での、非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>
<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第 45 条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 レンジャー会議事務局は、原則としてレンジャー会議を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。</p>
<p>(レンジャー会議の事務局)</p> <p>第 46 条 レンジャー会議事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運營業務受託者とする。</p>
<p>第 5 章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会</p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第 47 条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。</p>
<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第 48 条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p> <p>2 委員は次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 1 名</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構</p> <p style="padding-left: 40px;">木津川ダム総合管理所 1 名</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)伊賀市 1 名</p> <p>(2)名張市 1 名</p> <p>(3)国土交通省近畿地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">木津川上流河川事務所長</p> <p>4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。</p>
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第 49 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運</p>

本文

営業業務受託者が行うものとする。

- 2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総務する。
- 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。
- 10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(推薦委員会の運営)

第50条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。

- 2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー希望者の審査にかかわる資料を作成し、推薦委員会に提出する。
- 3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することが出来る。
- 4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)に全委員を出席させなければならない。
- 5 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。

(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)

第51条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、別途定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、河川レンジャー希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。

- 2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対して審査結果を文書で通知する。
- 3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。
- 4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。

(推薦委員会にかかわる情報開示)

第52条 推薦委員会での、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。

(推薦委員会の開催)

第53条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。

(推薦委員会の事務局)

第54条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。

第6章 雑則

(運営要領(案)の改正)

第55条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。

本 文

附則

1. この運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。
2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命に係る事項について懇談会がその役割を担うこととする。

改正 平成 20 年 9 月 5 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会		
会員	学識経験者及び見識者 若干名	
	レンジャー会議座長 1名	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所 1名
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
		伊賀市 1名
名張市 1名		
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 1名	
オブザーバー	河川レンジャー	
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者	
講座 (開催予定 1回/年)		
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者	

河川レンジャーの活動計画・活動状況の報告
河川レンジャーの任命・再任・解任の報告
河川レンジャー事業計画(案)の報告

河川レンジャー事業計画を提言

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議	
委員	河川レンジャー 全員
	三重県 伊賀建設事務所 1名
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	伊賀市 1名
名張市 1名	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 1名 伊賀上野出張所長 1名 名張川出張所長 1名
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	懇談会会員(学識経験者及び見識者) 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 1名
オブザーバー	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	伊賀市 1名 名張市 1名 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

プレゼンテーションの開催

河川レンジャー候補者の推薦